



海老名市告示第 190 号

中新田丸田地区土地区画整理事業の事業計画変更認可申請に伴う事業
計画の縦覧について

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、中新田丸田地区土地区画整理事業の事業計画変更認可申請が提出されたので、法第 39 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 3 条の規定に基づき公告する。

なお、縦覧に供された事業計画について意見のある利害関係者は、法第 20 条第 2 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日である令和 7 年 9 月 4 日までに、神奈川県知事に意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 7 日

海老名市長 内 野



記

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 1 縦覧期間 | 令和 7 年 8 月 8 日から令和 7 年 8 月 21 日まで |
| 2 縦覧時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで |
| 3 縦覧場所 | 海老名市役所まちづくり部市街地整備課内 |
- ※土・日・祝祭日においては海老名市役所 1 階守衛室